

預金商品の概要 [要求払預金]

平成 30 年 4 月 2 日

1. 商品名 (愛称)	やましん後見支援預金
2. ご利用いただける方	被成年後見人の住所が山梨県内にあり、家庭裁判所が後見支援預金の作成を義務付け、後見支援預金新規契約にかかる「指示書」の発行を受けた者
3. 期間	期間の定めはありません。但し、家庭裁判所より解約の「指示書」交付による解約の場合、もしくは、被後見人の死亡により預金契約は終了します。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	新規預入：家庭裁判所から新規預入「指示書」によりお預け入れいただけます。 追加預入：家庭裁判所から追加預入「指示書」によりお預け入れいただけます。 1 円以上 1 円単位
5. 払戻し方法	家庭裁判所からの「指示書」により払戻しいたします。但し、現金での払戻しはできません。
6. 利息 付利型 (1) 適用利率 (2) 利払方法 (3) 計算方法 無利息型	・変動金利 ・毎日の店頭表示しているスーパー定期預金 1 年ものの利率を適用致します。 年 2 回 (2 月、8 月) の当金庫所定の日に元金 (預金残高) に組み入れます。 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円として利息を計算します。(1 年を 365 日とする日割計算) 利息は付きません
7. 税金 付利型 無利息型	利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 税金はつきません。
8. 手数料	通帳を再発行する際には、金庫所定の手数料を申し受けます。 (詳しくは、各種手数料一覧表をご覧ください。)
9. 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引は口座取引店のみを窓口とします。 ・この預金口座からの各種料金等の自動引落はできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATMでのご利用はできません。 ・マル優のお取扱はできません。

10. 金利情報の入手方法	金利は店頭のコスト表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. 苦情処理措置・紛争解約措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部お客様相談窓口（9時～17時、電話 0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話 03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、お客様相談窓口または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
12. その他参考となる事項 付利型 無利息型	<ul style="list-style-type: none"> ・付利型から無利息型に変更することができます。 ・預金保険制度の対象です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。） ・給与・年金・各種配当金のお受取口座としてはご利用いただけません。 ・インターネットバンキング等のご利用はいただけません。 ・詳しい内容につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。 <ul style="list-style-type: none"> ・無利息型から付利型に変更することはできません。 ・預金保険制度により全額が保護されます。 ・給与・年金・各種配当金のお受取口座としてはご利用いただけません。 ・インターネットバンキング等のご利用はいただけません。 ・詳しい内容につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせ下さい。